



松浦市産業振興ビジョン (改訂版)



令和7年4月
松浦市

目 次

第1章 松浦市産業振興ビジョン（改訂版）の策定にあたって

1. ビジョン策定の背景及び目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. ビジョンの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 市の産業振興に関する諸計画と産業間の連携・・・・・・・・・・ 3

第2章 松浦市の中小企業を取り巻く現状

1. 松浦市の人口動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 松浦市の産業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 松浦市の産業振興の課題と今後の方向性

1. 松浦市の産業振興の主な課題（前ビジョンからの継続課題を含む）・・・・・・ 13
2. 松浦市の産業振興の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第4章 松浦市の産業振興に向けた施策の方向性

1. まつうらの未来を支える産業の成長促進・・・・・・・・・・ 16
2. まつうらを元気づける新たな産業の創出・・・・・・・・・・ 17
3. まつうらの未来を担う人材の確保と育成・・・・・・・・・・ 17

第5章 松浦市産業振興ビジョン（改訂版）の推進

1. ビジョンの推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
2. マネジメントサイクルの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第6章 参考資料

- 松浦市中小企業振興基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第1章 松浦市産業振興ビジョン（改訂版）の策定にあたって

1. ビジョン策定の背景及び目的

前回の「松浦市産業振興ビジョン」（R2～R6）は、それまでの商工業振興ビジョン（H26～H30）を検証するとともに必要な部分を見直し、本市の持つ優位性と様々な視点からの課題解決に向けて策定いたしました。

しかしながら、ビジョンの具現化に動き出そうとしていた令和2年4月、時期を同じくして新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、国内において感染法上5類に移行した令和5年5月までの約3年間、多くの施策が実行できないままの状況が続きました。

またこの間、社会活動や働き方改革など人々の価値観も大きく変容しました。「物流の2024年問題」と言われる時間外労働時間の上限960時間問題や「外国人技能実習生制度見直し」など労働力問題、人手不足問題が大きくクローズアップされ、ますます少子高齢化時代において、いかに雇用を確保し魅力あるまちづくりを進めていくかが大きな課題となっています。

混沌とする出口の見えない国際情勢や地球温暖化にみる脱炭素社会への動向、コロナ禍を契機としたサプライチェーンの混乱など、厳しく目まぐるしく移り変わる時代の潮流の変化は、地方都市においても見過ごせない視点であるといえます。

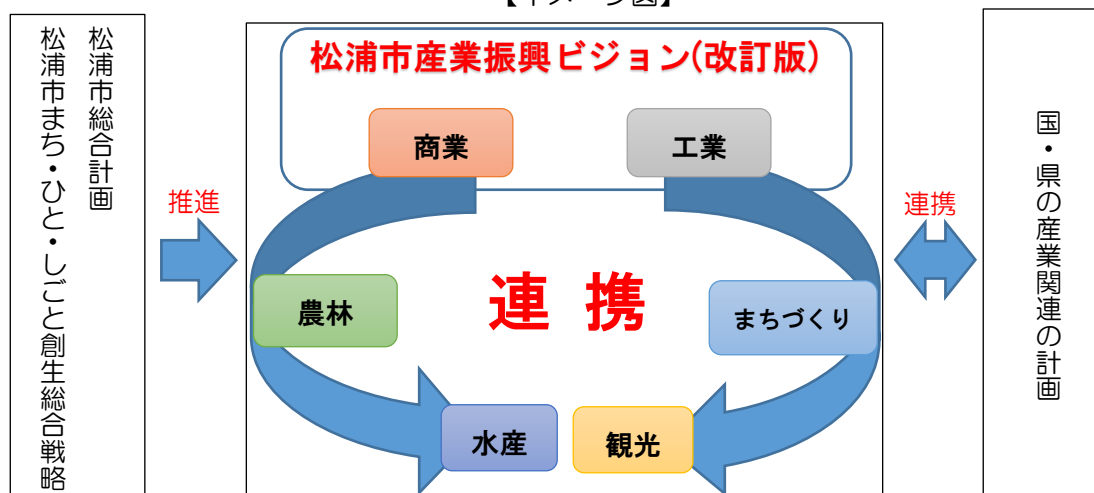
よって、今回のビジョンを策定する目的は、このような時代を見据え、前回の産業振興ビジョンから約3年間コロナ禍で実行できていない施策の再考と継続実施という観点から、前ビジョンの改訂版として位置づけるとともに、中小企業、商工業振興により重点を置いたものとし、時代に応じた新たな施策を反映させて策定することとします。

2. ビジョンの位置づけ

「第二次松浦市総合計画」では、基本理念を「育つ、つながる、根をおろす」と定めるとともに、将来像を「（１）学び育てるまち、（２）誇れるまち、（３）仕事をつくるまち、（４）未来へ続くまち、（５）安心、幸せのまち、（６）皆でチャレンジするまち」としています。また、「第三期松浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本姿勢を「住みたい・住み続けたいまち 松浦」と定めるとともに、基本目標を「１．しごとの創生、２．ひとの創生、３．まちの創生」としています。

本産業振興ビジョンは、これらの上位計画を基本としながら「第二次松浦市総合計画」の将来像の一つである「（３）仕事をつくるまち」を推進するための実施計画と位置づけます。

【イメージ図】



●第二次松浦市総合計画（抜粋）

1. 基本理念 <育つ、つながる、根をおろす>

【育つ】

松浦の将来を担う、子どもたち。松浦の未来を担う存在となる彼らを育てていく。大人世代は皆大事だと感じていること。と、ともに、背中を見せる、教える立場の大人たちも共に育つことも大事。皆が皆を育て、自分も育つことができれば、住んでいる地域も育つ、産業も・・・そして、それが松浦を元気にしていく。

【つながる】

松浦には特色のある地域が存在する、いろんな年代の人が住んでいる、いろんな産業がある。そこには良いところ、悪いところ、強いところ、弱いところがあるだろう。長所を伸ばし、短所を補う、皆が考えて、知恵を出し合えば、いろんなチャンスをつかめるし、困難も乗り越えられる。「無理だろう・・・」と諦めたことも実現できるかもしれない。つながることも大事だけど、自分がつながられる存在になることも大事。

【根をおろす】

松浦が未来へ続くためには、松浦に根付く人がどれだけいるか。根付く産業がどれだけあるか。この視点を忘れてはいけない。就職時に希望する職種がなく、また、大学進学のため自然と松浦から出ていく・・・高校、中学からでも将来を見据えて他の自治体へ移る場合も少なくないかもしれない。もしかしたら、今、松浦で働いていても、松浦では暮らしていない人も少なくないかもしれない。松浦に住み暮らす人が増えることはもちろん、そういう松浦にルーツがある人、松浦の外で松浦のことを思いながら、活躍してくれる人を増やしていくことも大事。

2. 将来像

（1）学び育てるまち

- 方向性
- ・安心して子育てができる環境を目指します
 - ・充実した教育が受けられる環境を目指します
 - ・世代や地域を越えて、皆が学べる環境を目指します

（2）誇れるまち

- 方向性
- ・ふるさとの宝を磨き、輝かせ、次世代へつなぐことを目指します
 - ・感じたい、訪れたいと思えることを目指します

（3）仕事をつくるまち

- 方向性
- ・日本や世界を支える産業が生まれ、育つ環境を目指します
 - ・皆が松浦の産業を理解できることを目指します

（4）未来へ続くまち

- 方向性
- ・住みたい、住み続けたいような環境を目指します
 - ・戻って来たいような環境を目指します

（5）安心、幸せのまち

- 方向性
- ・皆が分け隔てなく、快適で幸せに暮らせる環境を目指します
 - ・仕事や生活のための基盤が整っている環境を目指します

（6）皆でチャレンジするまち

- 方向性
- ・ひとが集い、語り合い、つながることのできるコミュニティを目指します
 - ・誰もが認め合い全員でチャレンジできる環境を目指します
 - ・小学校区を対象とした協働によるまちづくりを目指します

●第三期松浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略（抜粋）

基本姿勢：住みたい・住み続けたいまち 松浦

基本目標：1. しごとの創生

- （1）既存の魅力ある産業を育て、就業の機会を創出します。
- （2）新たな雇用の場を創出するとともに、就業支援を充実させます。
- （3）交流人口を拡大します。

2. ひとの創生

- （1）結婚・妊娠・出産・子育ての包括的な支援を行います。
- （2）学校教育、生涯学習、文化・スポーツ活動などの学びの場を充実させます。
- （3）若者の域外流出に歯止めをかけ、本市への還流を推進します。
- （4）移住定住、関係人口創出・拡大のための取組を推進します。

3. まちの創生

- （1）年齢や障害の有無にかかわらず、安心して生活できる地域をつくります。
- （2）住宅の確保への支援や既存ストックの活用、インフラの整備など住みやすい環境の整備を行います。
- （3）対話と協働によるまちづくりを推進します。

3. 計画期間

前回の産業振興ビジョンから約3年間コロナ禍で実行できていない施策の再考と継続実施という観点から、前ビジョンの改訂版として位置づけ、本ビジョンの計画期間は、期間延長という考えから、令和7年度から令和9年度までの3年間とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等も踏まえ、ビジョンを変更する必要がある場合は見直しを行います。

4. 市の産業振興に関する諸計画と産業間の連携

前回のビジョンにおいては、農林業、観光物産業、水産業等においても産業間の連携を目指し、多くの施策を明記してきました。

しかしながら、以下に示すように各分野においてはそれぞれの計画において具体的な施策の展開が図られていることから、本ビジョンにおいては、産業間の連携は図りつつも、より中小企業、商工業振興に重点を置いたものに再調整します。

産業間の連携として、他計画との連携、情報の共有をより努めてまいります。

- ・ 農林業：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
 農業振興地域整備計画
 森林整備計画
 木育推進計画
- ・ 観光物産業：観光地づくり実施計画（松浦市観光振興推進協議会 R3.9～R8.8）
 産品戦略（松浦の極み）
- ・ 水産業：浜の活力再生（広域）プラン
- ・ その他まちづくり：まち・ひと・しごと創生総合戦略
 都市計画マスタープラン（立地適正化計画）
 景観計画
 空家等対策計画 e t c

第2章 松浦市の中小企業を取り巻く現状

1. 松浦市の人口動向

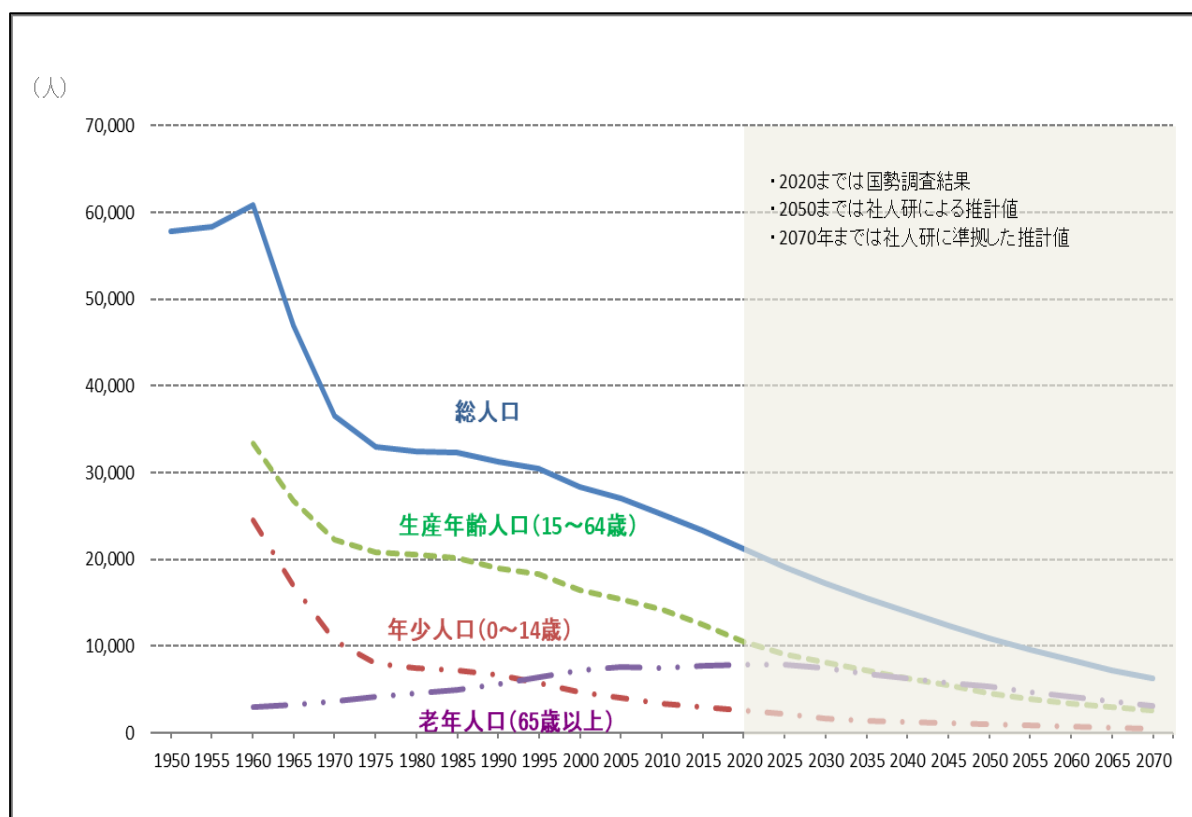
(1) 総人口の推移

本市の総人口は、1960年（昭和35年）をピークに炭鉱閉山などの理由により大幅に減少しています。

年齢3区分別では、1960年（昭和35年）以降減り続けていた年少人口（0～14歳）を老年人口（65歳以上）が上回り、生産年齢人口（15～64歳）も総人口と同様に1960年（昭和35年）以降減少を続けています。

今後も人口は減少を続け、2040年（令和22年）に13,944人（現在から約32%減少）となり、2060年（令和42年）には8,354人（現在から約59%減少）まで減少すると推計されます。

■総人口・年齢3区分別人口と将来推計

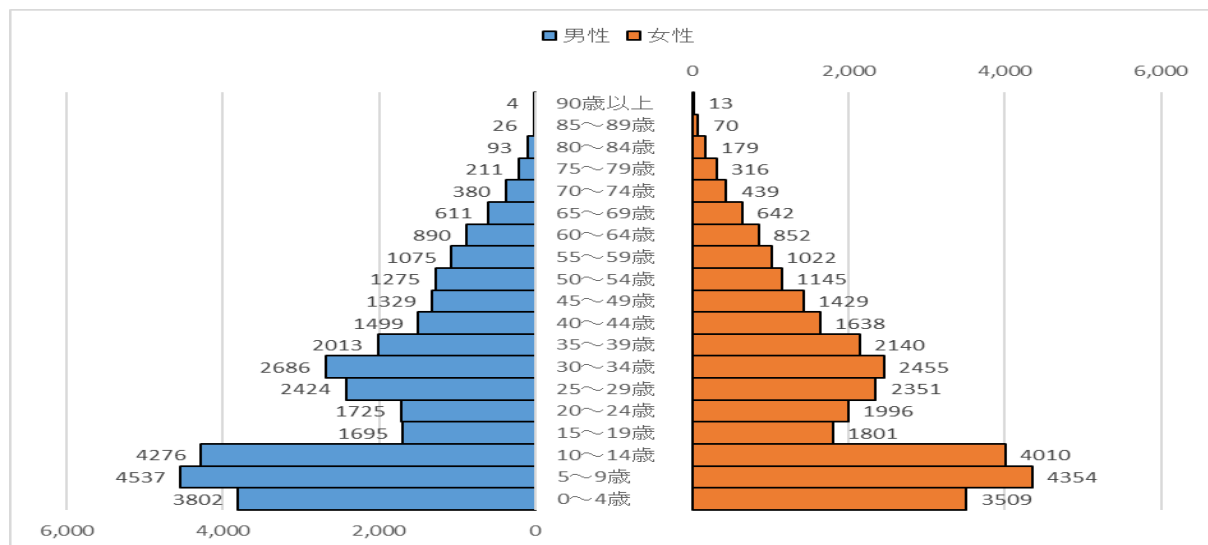


（出典）国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所

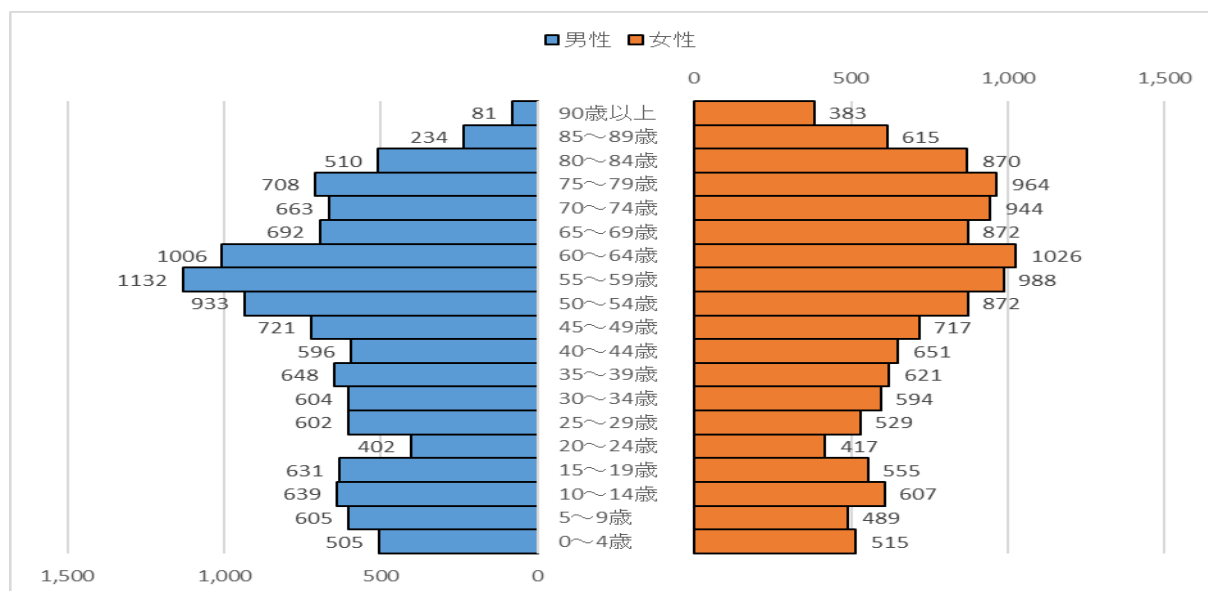
(2) 人口ピラミッドの推移

本市における年齢階層別構成の推移をみると、人口が最も多かった1960年（昭和35年）では、第1次ベビーブーム世代（団塊の世代）により5～14歳の若年層が多くなっており、2010年（平成22年）にはその世代が移った55～64歳が多く若年層が少なくなっています。人口推計による2040年（令和22年）及び2060年（令和42年）では、少子高齢化と人口の流出がこのまま続けば65歳以上の割合が約5割を占めることになります。

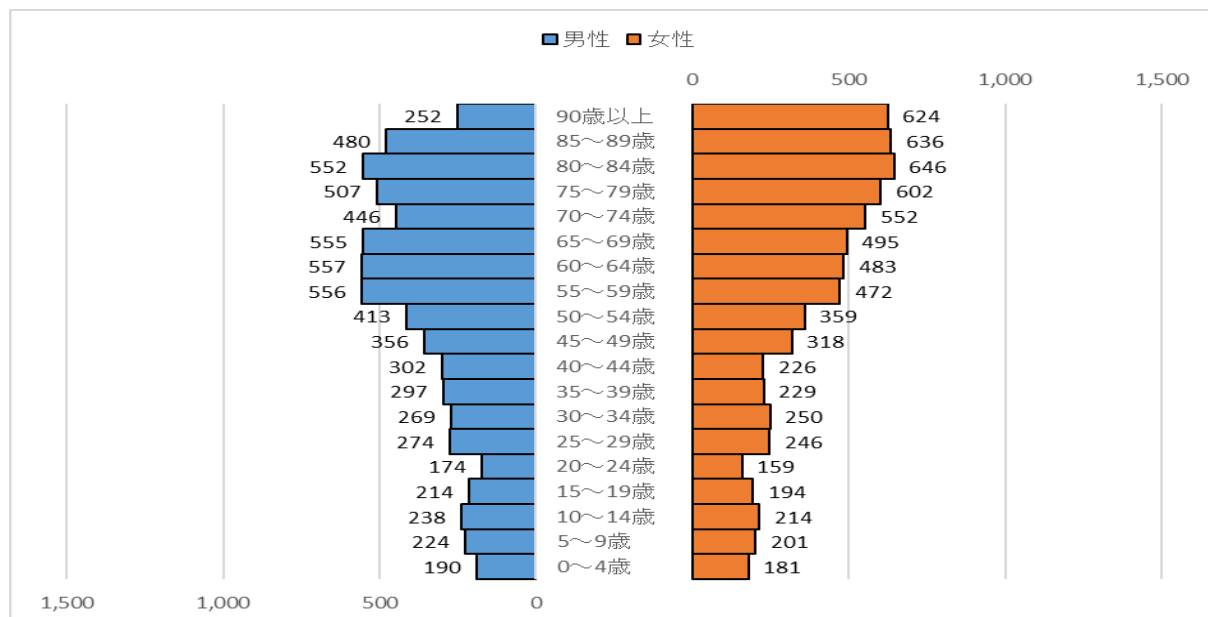
■1960年（昭和35年）総人口60,912人



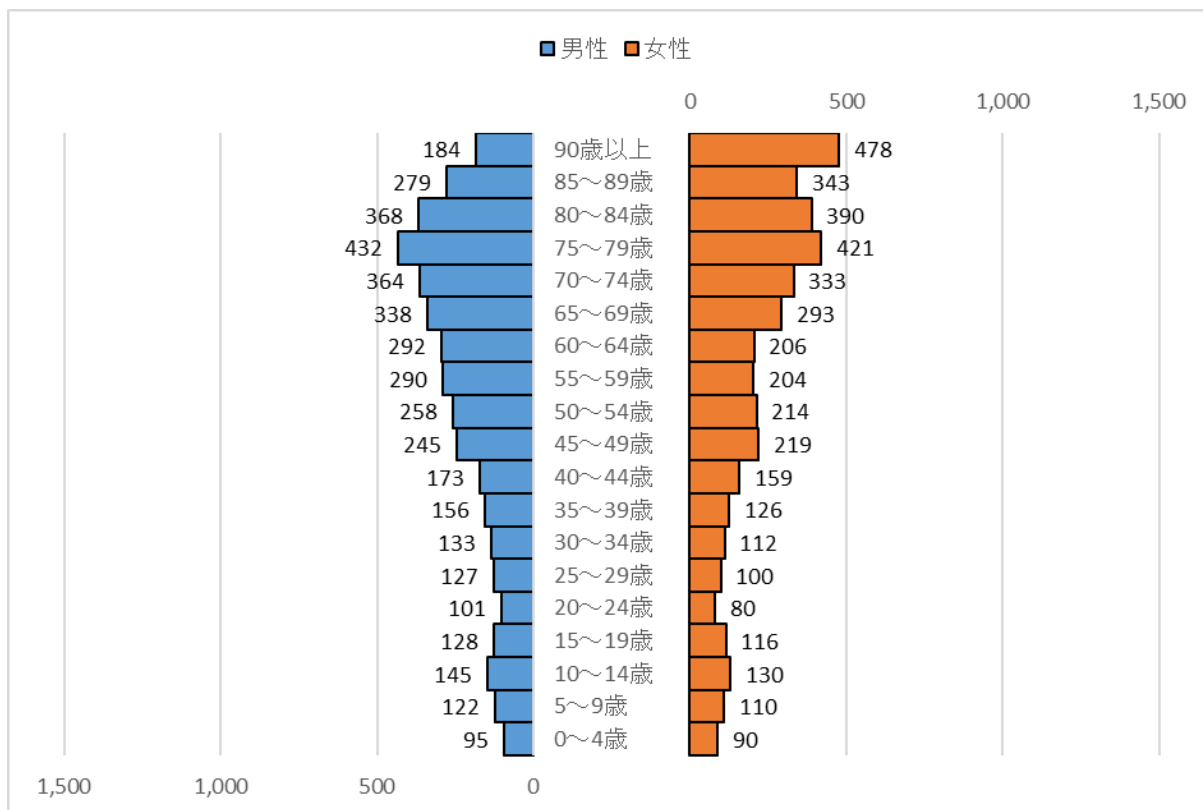
■2010年（平成22年）総人口25,141人



■2040年（令和22年）総人口13,944人



■ 2060年（令和42年）総人口8,354人

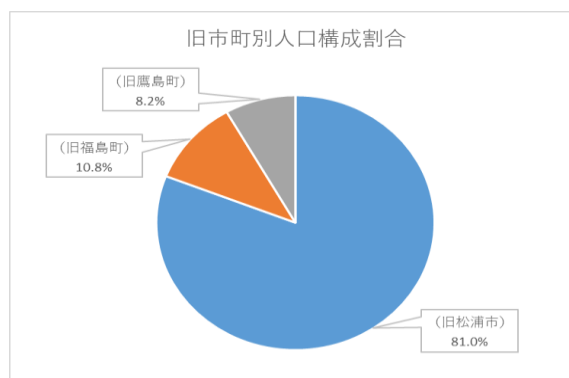


（出典）国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所

（3）地域別人口

2024年（令和6年）の地域別人口とその割合をみると、旧松浦市が16,546人で81.0%、旧福島町が2,211人で10.8%、旧鷹島町が1,682人で8.2%となっています。

	人口総数	男	女	世帯数
松浦市	20,439人	9,876人	10,563人	9,842世帯
（旧松浦市）	16,546人	7,998人	8,548人	7,987世帯
（旧福島町）	2,211人	1,072人	1,139人	987世帯
（旧鷹島町）	1,682人	806人	876人	868世帯



（出典）松浦市「住民基本台帳」

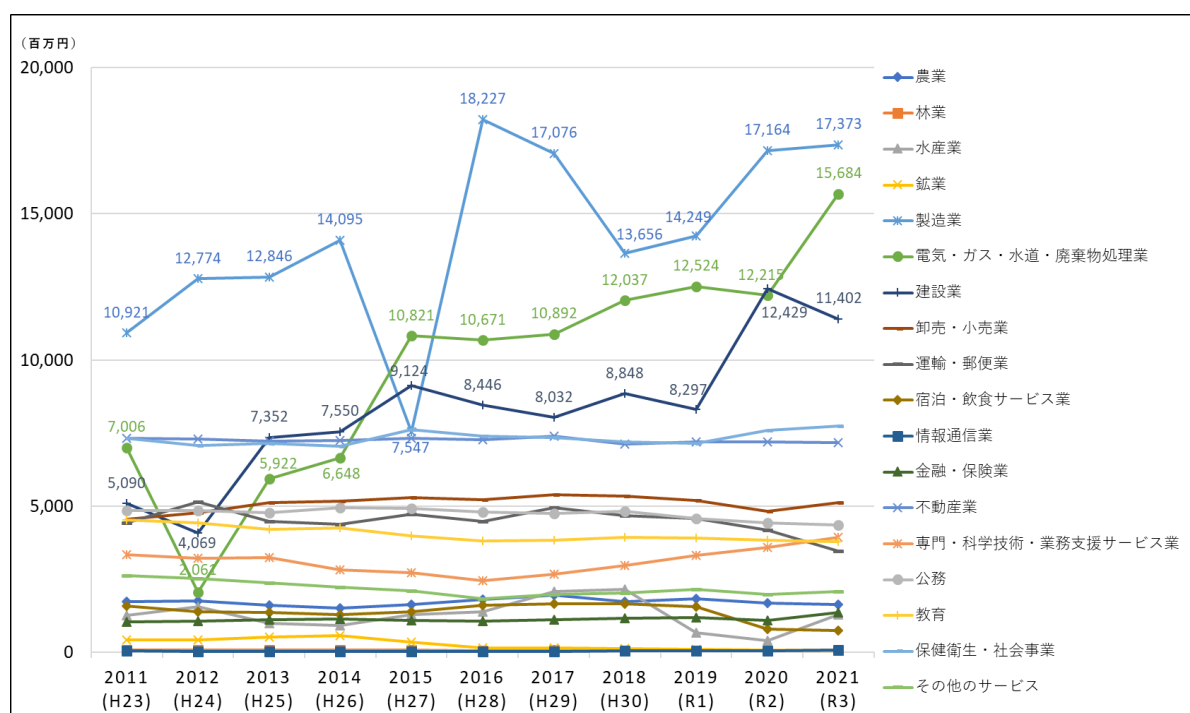
2. 松浦市の産業の現状

(1) 産業別の現状

■松浦市の産業別総生産額の推移

2011年（平成23年）から2021年（令和3年）までの総生産額を見ると、総じて製造業の総生産額が高く、2007年（平成19年）の20,426百万円をピークに減少傾向にありましたが、2015年（平成27年）の7,547百万円を底として2021年（令和3年）には17,373百万円まで回復しています。

「建設業」は、2012年（平成24年）の4,069百万円を底として増加傾向にあり、2021年（令和3年）は11,402百万円となっています。



(出典) 長崎県「市町民経済計算」

	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
(1) 農業	1,740	1,749	1,611	1,494	1,627	1,815	1,940	1,725	1,822	1,691	1,634
(2) 林業	60	62	61	64	60	59	60	59	59	52	65
(3) 水産業	1,264	1,555	978	903	1,283	1,392	2,086	2,147	654	393	1,275
(4) 鉱業	406	413	514	570	343	148	136	115	96	78	58
(5) 製造業	10,921	12,774	12,846	14,095	7,547	18,227	17,076	13,656	14,249	17,164	17,373
(6) 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	7,006	2,061	5,922	6,648	10,821	10,671	10,892	12,037	12,524	12,215	15,684
(7) 建設業	5,090	4,069	7,352	7,550	9,124	8,446	8,032	8,848	8,297	12,429	11,402
(8) 卸売・小売業	4,537	4,764	5,114	5,155	5,285	5,214	5,385	5,341	5,187	4,817	5,111
(9) 運輸・郵便業	4,429	5,138	4,483	4,380	4,721	4,486	4,955	4,667	4,562	4,175	3,469
(10) 宿泊・飲食サービス業	1,587	1,390	1,346	1,279	1,393	1,613	1,646	1,649	1,565	781	751
(11) 情報通信業	36	30	23	15	19	15	23	35	44	54	66
(12) 金融・保険業	1,045	1,049	1,104	1,145	1,089	1,058	1,120	1,163	1,190	1,085	1,348
(13) 不動産業	7,312	7,300	7,221	7,248	7,316	7,275	7,404	7,131	7,198	7,193	7,174
(14) 専門・科学技術・業務支援サービス業	3,342	3,214	3,230	2,815	2,722	2,442	2,668	2,967	3,317	3,585	3,934
(15) 公務	4,840	4,842	4,761	4,933	4,918	4,806	4,753	4,824	4,561	4,425	4,346
(16) 教育	4,530	4,413	4,203	4,262	3,978	3,796	3,830	3,928	3,896	3,833	3,778
(17) 保健衛生・社会事業	7,319	7,062	7,157	7,056	7,610	7,405	7,333	7,183	7,148	7,598	7,728
(18) その他のサービス	2,620	2,525	2,382	2,232	2,105	1,822	1,986	2,034	2,139	1,981	2,066
小計	68,085	64,409	70,310	71,842	71,959	80,691	81,325	79,510	78,511	83,547	87,260
輸入品に課される税・関税等	334	370	475	584	292	389	458	465	314	177	854
総額	68,419	64,779	70,785	72,426	72,251	81,080	81,783	79,975	78,825	83,724	88,114

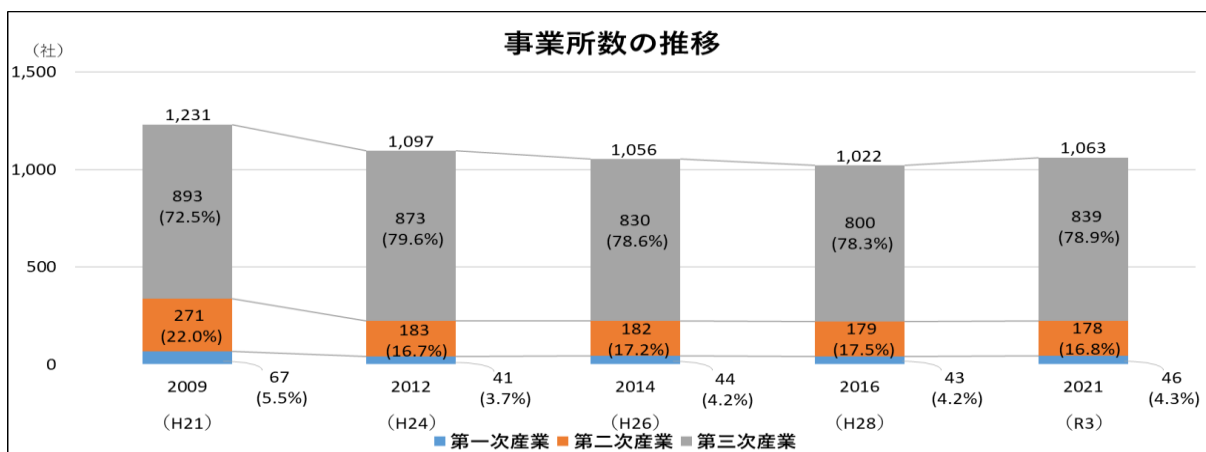
(出典) 長崎県「市町民経済計算」

■産業分類別事業所数

本市の２０２１年（令和３年）の全産業（民営）の事業所数は１，０６３事業所となっており、構成比率は、第１次産業が４６事業所で４．３％、第２次産業が１７８事業所で１６．８％、第３次産業が８３９事業所で７８．９％となっています。

また、２０２１年（令和３年）における産業分類別（大分類）では、「卸売業、小売業」が２８９事業所の２７．２％で最も多く、「その他」が１５５事業所の１４．６％、「宿泊業、飲食サービス業」が１１１事業所の１０．４％で続いています。

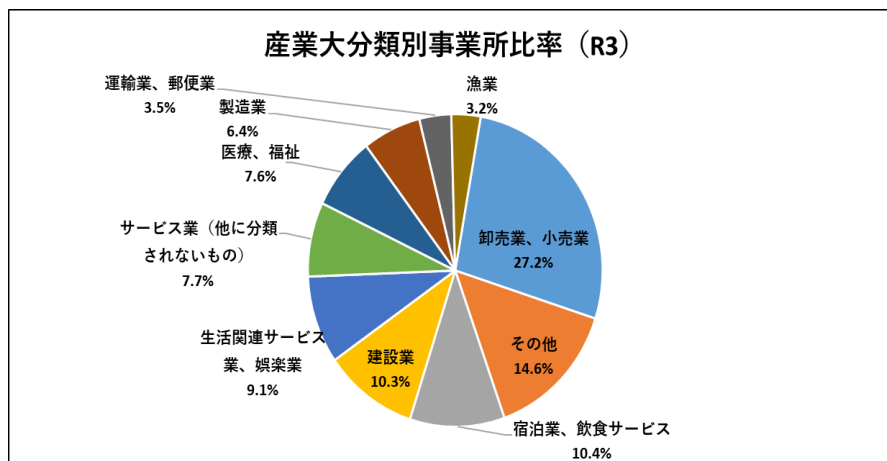
なお、本市の２０２１年（令和３年）の全産業の事業所数は、２００９年（平成２１年）から１６８事業所の１３．６％減少しています。



（出典）総務省「経済センサス」

分類	2009 (H21)	2012 (H24)	2014 (H26)	2016 (H28)	2021 (R3)
漁業	40	36	38	37	34
建設業	120	109	103	104	109
製造業	81	72	77	74	68
運輸業、郵便業	50	42	34	37	37
卸売業、小売業	406	350	332	316	289
宿泊業、飲食サービス業	154	126	123	123	111
生活関連サービス業、娯楽業	117	103	97	90	97
医療、福祉	81	73	75	81	81
サービス業（他に分類されないもの）	81	76	76	67	82
その他（教育・学習支援業ほか）	101	110	101	93	155
合計	1,231	1,097	1,056	1,022	1,063

（出典）総務省「経済センサス」



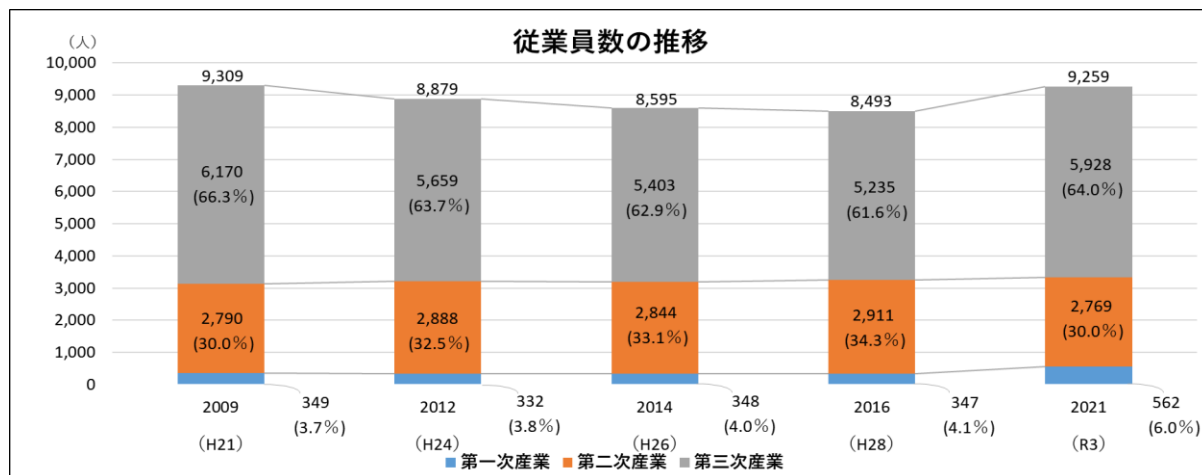
（出典）総務省「経済センサス」

■産業分類別従業者数

本市の2021年（令和3年）の全産業（民営）の従業者数は、9,259人となっており、構成比率としては、第1次産業が562人で6.0%、第2次産業が2,769人で30.0%、第3次産業が5,928人で64.0%となっています。

なお、産業分類別（大分類）では、「製造業」が20.8%で最も多く、「その他」が16.0%、「卸売業、小売業」が15.9%が続いています。

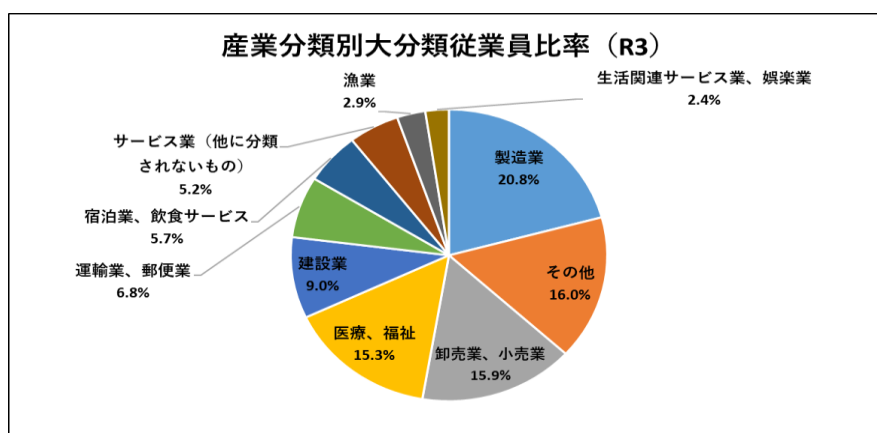
また、本市の令和3年の全産業（民営）の従業者数は、平成21年から50人（0.5%）減少しています。



（出典）総務省「経済センサス」

分類	2009 (H21)	2012 (H24)	2014 (H26)	2016 (H28)	2021 (R3)
漁業	300	295	293	296	267
建設業	770	908	770	918	837
製造業	1,984	1,967	2,018	1,986	1,929
運輸業、郵便業	792	789	562	573	631
卸売業、小売業	1,715	1,481	1,518	1,479	1,469
宿泊業、飲食サービス業	753	614	570	555	527
生活関連サービス業、娯楽業	296	261	240	236	218
医療、福祉	1,357	1,335	1,385	1,385	1,414
サービス業（他に分類されないもの）	494	474	510	416	482
その他（教育・学習支援業ほか）	848	755	729	649	1,485
合計	9,309	8,879	8,595	8,493	9,259

（出典）総務省「経済センサス」



（出典）総務省「経済センサス」

■産業分類別に見た売上高の構成比

本市の2021年（令和3年）の産業分類別（大分類）に売上高を見ると、「卸売業、小売業」が31.6%で最も高く、「製造業」が17.9%、「運輸業、郵便業」が12.2%が続いています。

本市の特色としては、「漁業」及び「運輸業、郵便業」の構成比率が、全国・長崎県の比率よりも高く、松浦魚市場を中心とする漁業、また、漁業が付随する運輸業が盛んな町といえます。

分類	松浦市	長崎県	全国
農業、林業	1.1%	0.7%	0.3%
漁業	7.3%	0.8%	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0%	0.2%	0.1%
建設業	11.0%	11.6%	7.1%
製造業	17.9%	13.6%	22.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0%	0.4%	2.1%
情報通信業	0.0%	1.0%	4.5%
運輸業、郵便業	12.2%	3.3%	3.7%
卸売業、小売業	31.6%	33.7%	28.4%
金融業、保険業	0.1%	1.2%	7.0%
不動産業、物品賃貸業	0.2%	1.8%	3.5%
学術研究、専門・技術サービス業	1.2%	1.6%	2.8%
宿泊業、飲食サービス業	2.5%	2.1%	1.2%
生活関連サービス業、娯楽業	1.6%	3.5%	1.8%
教育、学習支援業	0.7%	2.0%	1.0%
医療、福祉	8.7%	18.2%	10.2%
複合サービス事業	2.0%	1.7%	0.5%
サービス業（他に分類されないもの）	1.9%	2.4%	2.9%

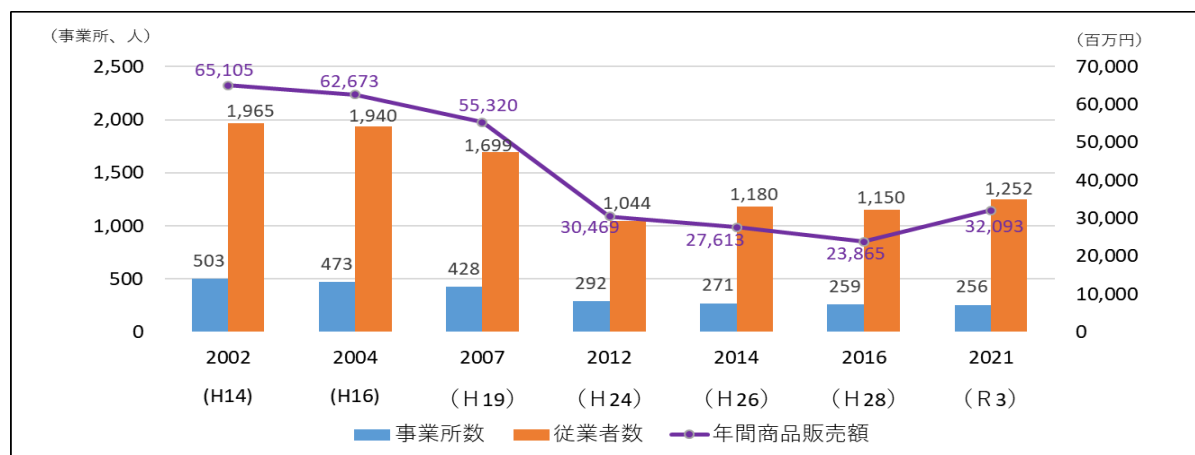
（出典）RESAS

（2）商業

■商業（卸売・小売業）の事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

事業所数は、2002年（平成14年）の503事業所から年々減少し、2021年（令和3年）には256事業所となっており、19年間で約半数にあたる247事業所が減少しています（減少率：49.1%）。

事業所数の減少と同様に従業者数及び年間商品販売額も減少し続けており、従業者数は2002年（平成14年）の1,965人から2021年（令和3年）には1,252人となっており、713人減少しています（減少率：36.3%）。また、年間商品販売額は、2002年（平成14年）の65,105百万円から2021年（令和3年）には32,093百万円となっており、33,012百万円の大幅減となっています（減少率50.7%）。



（出典）経済産業省「商業統計」

■松浦市における創業支援

我が国においては、日本の経済を再生し、産業の中長期にわたる低迷の状態から脱却させるべく、平成25年に産業競争力強化法が成立しました。

本市においては、平成26年6月に産業競争力強化法に基づき、「創業支援事業計画（平成26年度～平成30年度）」の認定を受け、創業支援事業者（松浦商工会議所・松浦市福鷹商工会、金融機関等）と連携して創業セミナーやビジネスプランコンテスト等の創業支援に取り組んできました。

また、令和元年6月には、第2期となる「創業支援等事業計画（令和元年度～令和5年度）」の認定を受けました。第2期計画では、新たに創業機運醸成事業として、松浦高校や市内中学校への起業家派遣を追加する等、若年層に創業に関して興味を持ってもらう取組みを強化することとしています。

令和5年12月には、第2期計画の変更認定を受け、創業支援事業者の追加や創業支援等事業計画の期間延長（令和元年度～令和10年度）を行い、継続的な創業支援に取り組んでいくこととしています。

■創業件数

創業支援連携事業者（松浦商工会議所・松浦市福鷹商工会、金融機関等）と連携し、創業相談・創業セミナー等を通じて創業した件数は次のとおりです。

＜創業支援の実績＞

特定創業認定者とは、特定創業支援等事業（創業セミナー）による支援を受け、一定の要件を満たした者をいいます。

年 度	相談支援延べ件数	セミナー参加者数	特定創業認定者数	創業者数
H26	22件	13人	0人	3人
H27（前期）	16件	12人	6人	8人
H27（後期）	35件	12人	7人	—
H28	153件	21人	6人	8人
H29	69件	60人	4人	6人
H30	102件	86人	6人	7人
R1	50件	59人	4人	8人
R2	50件	26人	10人	6人
R3	45件	23人	7人	8人
R4	31件	18人	4人	3人
R5	19件	16人	5人	5人
合 計	592件	346人	59人	62人

（出典）松浦市

（3）工業

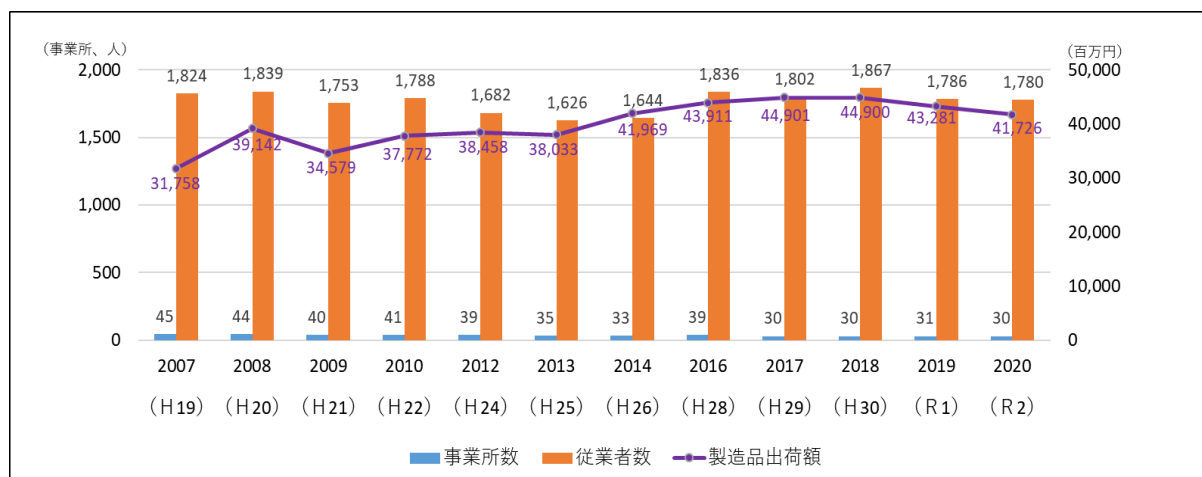
■工業（製造業）の事業所数・従業員数・製造品出荷額の推移

事業所数は、2007年（平成19年）の45事業所から2020年（令和2年）には30事業所となっており、13年間で15事業所減少しています（減少率：33.3％）。

また、従業者数は、2007年（平成19年）の1,824人から2013年（平成25年）には1,626人まで減少したものの、2020年（令和2年）には1,780人となっており、この13年間においては44人の微減となっています。

製造品出荷額は、2007年（平成19年）の31,758百万円でしたが、年々増加傾向に

あり、2020年（令和2年）には41,726百万円となっており、13年間で9,968百万円増加しています（増加率：31.4%）。



（出典）経済産業省「工業統計」

第3章 松浦市の産業振興の課題と今後の方向性

1. 松浦市の産業振興の主な課題（前ビジョンからの継続課題を含む）

松浦市の産業振興を図る上で、現状で松浦市を取り巻く主な課題を整理すると以下の通りとなります。これは、前ビジョンからの継続課題をメインとして、その後のコロナ禍を経て、社会情勢等の動向を反映し整理したものです。

課題1：人手不足対策、雇用創出、人材確保、事業承継

少子高齢化の流れの中、増々人口の減少は進み、地方における人手不足対策、人材の確保、労働力の確保は厳しさを増すものと思われます。

一方で、働き方改革による雇用条件の緩和や企業に求められるコンプライアンスの強化、技能実習制度の見直しによる外国人労働者雇用の仕組みづくりの変化など、雇う側の取組みや姿勢といったものも問われる時代となっています。また、小規模事業者においては、後継者不足により事業承継が今後さらに深刻になることが考えられます。

このような中、企業誘致活動や既存市内事業所の環境整備により、新規雇用の創出に努め、少しでも多くの雇用の機会が増え、魅力ある事業の承継が行われ、地域に賑わいと活気のある状況を創り出していくことがとても重要となってきます。

課題2：新たな創業事業者の支援

産業競争力強化法に基づき、令和5年12月に創業支援計画（令和6年度～令和10年度）の更新認定を受け、創業支援事業者と連携して創業支援に取り組んでいます。本市には農林水産業をはじめ石工業、エネルギー産業、観光業、製造業など様々な産業が息づいています。

これらの既存産業の振興とともに、商工関係団体、金融機関、行政による創業支援連携会議を中心として、創業を希望する新たな事業者の創出、支援を進めていく必要があります。

課題3：地元で頑張る事業者の支援、支援制度の周知徹底

多くの市民の働く場となっている市内事業所が永続的に事業を継続できるよう事業者の課題や人材育成などニーズを的確に捉えながら支援制度の充実や支援体制の強化を図る必要があります。

また、本市においては、補助金や専門家派遣等の各支援制度、企業の魅力等をホームページ・市報・フェイスブック等を活用して広報したり、松浦商工会議所や松浦市福鷹商工会とも連携して広報活動を行っていますが、情報が事業者や広く地域内・外に行き届いていない実態があります。SNSやポータルサイトを活用した情報発信ツールを構築するとともに、相談しやすい支援窓口の体制整備が必要です。

課題4：物価高騰、技術革新等に伴う支援策の検討

市内の事業者においては、エネルギー価格、原材料価格の高騰、人件費高騰等といった時代の動向から、これらを価格転嫁できず厳しい経営を強いられる状況が続いています。

特に円安や金利上昇の影響により資材や運営資金の調達等への影響もあり、事業の運営展開が厳しい状況にあります。

また一方で、DX、AI、IoTなどの先進技術の導入により、これらの技術を活用推進して事業展開を図っていく必要があります。特に、新規事業の開発や販路拡大、新たな設備投資、事業の省力化、生産性の向上等、所得の向上を目指した支援策を検討強化していく必要があります。

課題5：コアとなる人流・集客の確保とまちづくりの推進

中心市街地としての商店街の活性化という視点も大切ではありますが、空き店舗の活用には個人資産であるということや居住資産として活用されている実情を勘案すると、全体的な開発は厳しいものがあります。

地域活性化として人々が対流する仕組みを考えると、人流を誘導するコアな施設、空間づくり、商業を中核としたテナントミックスの土台作りに向けた議論が大切だと思います。

そのためにも、西九州自動車道が全線開通した後の本市のランドデザインを見据えつつ、コンパクトなまちづくりと公共交通によるネットワークの連携を視野に入れて、まちづくりの推進を図っていく必要があります。

2. 松浦市の産業振興の方向性

本市の産業を取り巻く社会経済情勢の変化や本市の産業の特徴、市内事業者が抱える課題等を踏まえ、本市産業の将来像を前ビジョンに引き続き以下のとおり設定します。

前ビジョンにおける本市のポテンシャルとして以下の柱を掲げておりましたが、これらのポテンシャルを踏まえつつ、新たな改訂版としてのビジョンにおける施策の展開を図ります。

- 豊かな農水産物の存在
- 西九州自動車道の延伸
- 松浦魚市場の再整備
- 国内における体験型旅行の一大拠点
- 高速通信網の整備



挑戦する人と共にイノベーションを起こし、

多彩な産業が生まれ育つまち



本市は、食を支える農水産業をはじめ、エネルギー関連産業、商工業など、多くの中小企業・小規模企業者によって地域の雇用と経済が支えられているまちです。

中小企業・小規模企業者の健全な成長や持続的な発展が地域の活性化の基礎となるため、企業が持つ優れた技術や匠の技、地域のネットワークを活用して、社会の変化に対応したイノベーションを進め、付加価値の高いものづくりやサービスを提供するとともに、豊かな自然の中で息づいてきた松浦の特性を生かした創造的な産業を生み出すなど、新たな価値を創造するまちの実現を目指します。

【基本方針 1】 まつうらの未来を支える産業の成長促進

【基本方針 2】 まつうらを元気づける新たな産業の創出

【基本方針 3】 まつうらの未来を担う人材の確保と育成

第4章 松浦市の産業振興に向けた施策の方向性

松浦市の将来像

挑戦する人と共にイノベーションを起こし、多彩な産業が生まれ育つまち

この将来像を目指して、以下の3つの基本方針それぞれの「取組の方向性」と主な数値目標、及びそれぞれの「施策の方向性」を示します。

※本文中、下線部分は本改訂版において特に新たに追加訂正した箇所です

基本方針1. まつうらの未来を支える産業の成長促進

取組の方向性

人口減少や経済のグローバル化、産業構造の転換等によって激変する産業環境に対応するため、技術革新や新たな商品・サービスの提供等に果敢にチャレンジする事業者を支援します。

また、中心市街地の活性化、西九州自動車道の全線開通した後の本市のグランドデザインを見据えつつ、都市計画を進めていく必要があり、そのために、コンパクトなまちづくりと公共交通によるネットワークの連携、新たなエネルギー政策を踏まえ、中小企業が活躍できる諸施策の展開を図ります。

◎数値目標：補助事業等により成長支援する事業者数 10社／年

◎数値目標：市内事業所での新規雇用者数 120人／3年

施策の方向性

(1) 産業支援体制の強化及び支援制度の周知・充実

関係機関とのネットワークを強化し、より強固な支援体制の構築と支援制度の整備を行い、広く周知を図り支援制度の積極的な活用を促します。

(2) 事業継続の支援

事業継続力強化支援計画（松浦商工会議所、松浦市福鷹商工会、松浦市：連名申請、認定日：令和3年2月19日）に基づき、連携した支援体制を確立することにより、小規模事業者の事業継続力強化を支援します。

(3) 先進技術導入への支援（新規）

デジタル化、DXに取り組む事業者を支援し、省力化や生産性の向上に繋げ、所得の向上を図ります。

(4) 新エネルギー政策の推進（新規）

新エネルギー政策関連で策定した松浦市再生可能エネルギー導入促進計画等に基づき、太陽光発電施設等の再生可能エネルギー導入に関しての支援を行います。

基本方針2. まつうらを元気づける新たな産業の創出

取組の方向性

地域経済の持続的な成長と発展を実現するため、地場企業の支援による新分野への進出、新製品・技術の開発促進や創業支援による新たな事業者の発掘、災害が少ない地域性等を生かした企業誘致を進めます。

[※]

◎数値目標：連携創業支援事業者からの支援を受けた創業者数 8人／年

◎数値目標：企業誘致数 1社以上／3年

※連携創業支援事業者：松浦商工会議所、松浦市福鷹商工会、十八親和銀行、伊万里信用金庫、日本政策金融公庫、長崎県産業振興財団

施策の方向性

(1) 創業支援の強化

起業・創業を目指す事業者を育成・支援するため、商工団体等の創業支援機関と連携し、チャレンジをサポートする環境整備を強化します。

(2) 企業誘致の推進

市内における新たな雇用の場の確保と、新たな産業を創出するため、既存工業団地への企業誘致の推進と、現在計画を進めている西部工業団地の早期完成を目指します。

(3) 産学官及び事業者間の連携体制の強化

松浦市工業会の事業支援、更には新商品・サービスの開発、販路開拓、技術革新等の新たな産業を創出するため、事業者と県内に存在する大学・研究機関等の多様な連携を強化します。

基本方針3. まつうらの未来を担う人材の確保と育成

取組の方向性

少子高齢化に伴う生産年齢人口（働き手）の減少が続く中、中小企業・小規模事業者においては重要な経営資源である人材の確保と育成が大きな課題となっていることから、関係機関のネットワークを強化して、人材の育成・確保、インターンシップの推進等に取り組みます。

◎数値目標：市内事業所の従業員数 9,300人／令和9年度末

◎数値目標：商工団体の会員数 680者／令和9年度末

施策の方向性

(1) 就職マッチング及び外国人技能実習生の支援

市内事業所の成長促進、経営力強化を図るため、市内事業所への就職を促進します。また、市内事業所への外国人技能実習生の受入を支援します。

(2) 後継者の経営力アップ及び事業承継の支援

本市の商工業者を現場で支援する商工団体の組織力を強化するため、創業や事業承継及び経営力強化支援を積極的に進めます。

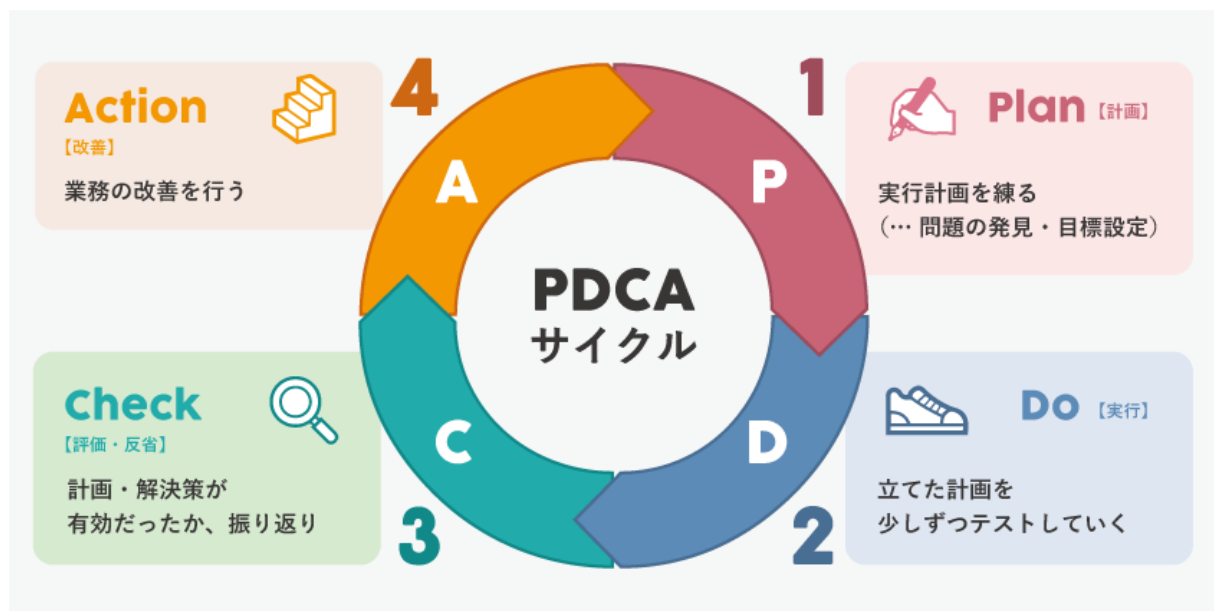
第5章 松浦市産業振興ビジョン（改訂版）の推進

1. ビジョンの推進体制

ビジョンは、松浦市中小企業振興基本条例の基本理念に則り、行政、中小企業者、経済団体、金融機関、その他関係機関の連携・協力のもと、関連する分野別計画等との整合性を図りながら実施・推進します。

2. マネジメントサイクルの確立

PDCAサイクルで継続的に効果を高めるため、毎年度、事業の実施状況や目標の達成状況について検証・評価を行い、社会経済環境や市内産業の変化等に応じて必要な見直しを行います。



第6章 参考資料

○松浦市中小企業振興基本条例

松浦市は長崎県北部に位置し、豊かな自然と歴史、文化に恵まれた資源豊かな街である。古くは炭鉱の街として栄え、現在では食を支える農林水産業をはじめ、エネルギー関連産業、流通業及び石工業など、多くの中小企業によって地域の雇用と経済が支えられている。

松浦市が将来にわたり住みよい街であり続けるためには、安定的で活力ある地域経済と豊かな市民生活が重要であり、中小企業による雇用の維持、拡大及び社会への貢献がまちづくりの基盤である。

このように、本市において中小企業の振興が地域経済の活性化のために欠かせないことを地域全体で理解し、協働して地域経済の振興を図るとともに本市の発展に資するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の中小企業に関する施策（以下「施策」という。）について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市内経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。
- （2） 経済団体 商工会議所、商工会及び中小企業の振興を図ることを目的とする団体をいう。
- （3） 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者をいう。
- （4） 大企業者 中小企業者以外の事業者をいう。
- （5） 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- （6） 小規模企業者 第1号に掲げるもののうち、中小企業基本法第2条第5項に該当するものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し、国、県及びその他の機関（以下「国等」という。）との連携を図り、協力を得ながら、地域全体で協働して豊かで暮らしやすい街を実現するために推進することを基本とする。

（基本方針）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づき、施策を講ずるものとする。

- （1） 中小企業の経営革新及び経営基盤の強化を図ること。
- （2） 中小企業を支える産業人材の確保及び育成を図ること。
- （3） 新たな産業と雇用を創り出す創業及び第二創業の支援を行うこと。
- （4） 中小企業者の連携による事業の推進を図ること。
- （5） 産業に関する情報発信及び交流人口拡大の施策を図ること。

（市の責務）

第5条 市は、基本方針にのっとり、社会経済情勢の変化に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、実施する責務を有する。

2 市は、施策の実施に要する市内体制の整備及び財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

3 市は、国等との連携及び協力に努めるものとし、必要に応じて国等に対し施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

（中小企業者の役割）

第6条 中小企業者は、社会経済情勢の変化に応じ、自主的に経営基盤の強化、雇用機会の確保、人材の育成及び福利厚生の実施に努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会と協働して、地域の発展に積極的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者は、経済団体の行う活動及び市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（経済団体の役割）

第7条 経済団体は、中小企業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第8条 金融機関は、中小企業の振興が本市経済の発展に寄与することを考慮し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第9条 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、中小企業者との連携を図るとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の理解と協力）

第10条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（小規模企業者への配慮）

第11条 市は、施策の推進に当たり、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

2 経済団体は、国等と連携し、小規模企業者に対するきめ細やかな支援を行うよう努めるものとする。

（意見の反映）

第12条 市長は、施策の策定に当たっては、中小企業者その他の関係者の意見を反映させるため、松浦市中小企業振興会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の規定は平成27年4月1日から施行する。

令和 7 年 4 月発行

発行：松浦市

(所管課：産業振興課)

〒859-4598 松浦市志佐町里免 365 番地
TEL：0956-72-1111 FAX：0956-72-2292